

03 空家対策(予防)を進めましょう

●都市整備課(役場2階) ☎823-9634 FAX.823-9203

「実家が空家になった」「家を相続した」など、誰しものが空家の所有者になる可能性があります。空家を放置した場合、防災面や防犯面のリスクが上昇するほか、空家が原因で隣家が壊れたりした場合は、損害賠償責任を負う可能性があり、負担が増える可能性がありますので、早めの対策を行いましょう。

まずは遺言書の作成や、家財整理が重要な入口となります。できることから始めていきましょう。

なお、相続した空家やその敷地を売却すると、税制上のメリットを受けることができます。

相続時から3年を経過する日の属する年の12月31日までに、家屋を相続した相続人が、当該家屋または取り壊し後の土地を譲渡した場合には、当該家屋または土地の譲渡所得から3,000万円を特別控除するという制度です(一定の条件あり)。申請・相談は都市整備課へ。

その他、空家問題に関連する相談窓口にご相談ください。



●役場関連

相談事例	相談先	電話番号
総合窓口	都市整備課(役場2階)	☎823-9634
環境衛生・防犯に関すること	町民生活課(役場2階)	☎823-9219
固定資産税に関すること	税務課(役場1階)	☎823-9245
利活用に関すること	魅力づくり推進課(役場3階)	☎823-9234

●その他

相談事例	相談先	住所	電話番号
相続や遺言に関すること	広島司法書士会 (相続・遺言相談センター)	広島市中区上八丁堀6-69 広島司法書士会館1F	☎511-7196
	広島公証人合同役場	広島市中区中町7-41 三栄ビル9F	☎247-7277
維持管理に関すること (草刈りや剪定など)	(公社)海田町 シルバー人材センター	海田町つくも町6-3	☎823-2733
物件の賃貸や売却に関すること	広島県宅地建物取引業協会 安芸賀茂支部	海田町窪町5番11号 藤井ビル2F	☎822-7096

その他、家屋解体に関することは、広島県がホームページなどで公表している「広島県知事登録の解体工事業者一覧」を確認してください。

